

令和5年度第4回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和6年3月18日（月） 11時30分

場 所：本庁舎2階 特別会議室

1 開 会	浅子会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶 (司会)	西形会長挨拶。 本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
3 総会成立の報告 (議長)	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員21名中、西澤委員、中村委員が所用により欠席との報告を受けておりますので本日の出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
4 議事録署名委員の 指名 (議長)	議事録署名人を指名いたします。議席番号5番「榎本浩樹委員」、議席番号6番「関根光一委員」、2名を指名します。よろしくお願いいたします。
5 議 事 (議長) (事務局)	議案第7号「さいたま市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第7号「さいたま市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」、改正の理由と改正案策定にかかるこれまでの経過と結果についてご説明いたします。 農業委員会法の改正により地域計画を達成するために農業委員会が果たすべき役割に関する事項を追加するとともに、指針における目標年次が本年度末をもって満了することに伴い現行の指針を改正するものでございます。 改正案策定の経過ですが、本年1月に運営委員会を招集いただき、改正素案を審議・決定後2月開催の各地区の協議会にて改正の理由・改正素案の各項目について参考となる資料とともに全委員で共有をしていただきました。その後、改正素案に関するご提案やご意見について2月末日までにご提出をいただきました。3月7日に再度運営委員会を招集いただき改正素案に対するご提案・ご意見がない旨を報告した後、改正素案を改正案として定期総会に上程する旨のご決定をいただきました。今後は法令の規定により本日議決いただいた改正後の指針を遅滞なく公表することとなっております。以上が指針改正の理由・改正案策定にかかる経過と結果となります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
(議長)	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第7号「さいたま市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

	<p>出席委員全員賛成のため、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
(議長)	<p>続きまして、議案第8号「さいたま市農地法関連事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>議案第8号「さいたま市農地法関連事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」説明させていただきます。</p> <p>総会資料の7～9頁が事務処理要領改正にかかる新旧対照表、10～22頁が様式の改正案になります。別途議案8号の参考資料も配布しております。こちらについては変更点を赤で示しておりますので併せてご覧ください。変更点といたしましては3点ございます。</p> <p>1点目は農地法第3条許可申請書および届出書の様式の変更でございます。農地法施行規則の改正が令和5年9月1日に施行され農地の所有権を取得する者は農地法第3条許可申請書・届出書に国籍等の記載が必要となりました。この改正に合わせて事務処理要領の一部及び当該申請書・届出書に国籍記載欄とその説明を追加するものでございます。総会資料の7頁と参考資料の1～2頁、10～11頁が該当する頁でございます。</p> <p>続きまして、2点目ですが本人確認書類についてです。個人情報保護やなりすまし防止のために本人確認を行う必要がある場合がございます。現在の事務処理要領には本人確認書類についての記載がないため埼玉県の手書を参考に事務処理要領及び申請書の記載要領に本人確認にかかる留意事項を明記するものでございます。総会資料の8頁、参考資料2頁、7頁、9頁、11頁、16頁が該当するところでございます。窓口で、誰だかわからない人に渡すわけにはいかないため、県を参考に現在まで記載がなかったものを追加するものであります。</p> <p>また、3点目ですが、農地法第3条の3の届出書の書式変更でございます。現在は、届出者より提出される届出書とは別に受理通知書を発行しておりますが、紙の使用量や職員の事務負担の軽減のため単独で使用しておりました、受理通知書の書式を廃止し、新たに届出書の中に受理通知書を書いていただく形に変更するものでございます。それが、参考資料の10頁～14頁、様式の番号の繰り上げが総会資料の22頁にございます。なお、令和4年度実績としましては、当該届け出が95件、この改正により紙の使用量の枚数削減、印刷費用の削減及び職員の事務処理の負担軽減ができるものと考えております。</p> <p>以上の3点の改正が総会資料の7頁～22頁に記載してあります。いずれも本年4月1日に施行したいと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします</p>
(議長)	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
(菅間委員)	<p>細かいところではありますが、新旧対照表の改正後第1の2のイに記載のある「内国法人」は専門用語のように感じます。「国内法人」の方がわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
(角谷委員)	<p>「内国法人」と「国内法人」では意味が異なる可能性が高いので「内国法人」から変更しない方が良いと考えます。</p>
(事務局)	<p>言葉の定義等職員の知識も含めて整理していきたいと思っております。</p>

<p>(浅子委員)</p>	<p>運営委員会の際もお話ししましたが、代理人の代理権はいつまで持続するのでしょうか。一般的には申請等が完了した時までと考えられるが、完了しなかった場合いつまでも代理権が続くのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>3条の例をあげると、配布した資料の2頁に必要な応じて農業委員会が申請者に内容を確認する場合がありますと明記されておりまして、これは4・5条も同様であります。そのため、代理人ではなく申請者に確認をすることはルール違反にはなりません。ただし、手続きが完了するまでは代理行為が継続しているので基本的には代理人に確認をするものと考えます。</p>
<p>(浅子委員)</p>	<p>もう少し、明確にしておいた方が良いと考えます。角谷委員に伺いたいのですが、一度代理人をたてると2年、3年たっても完了しない場合も代理権は継続するのでしょうか。</p>
<p>(角谷委員)</p>	<p>代理人、特に業でやる場合は、事案毎となるために目的が達成されるまでは代理人というのが一般的な考え方になります。なので、時間が経過しても期間の定めがないのであれば代理人には変わりないです。</p>
<p>(議長)</p>	<p>質問もないようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 議案第8号「さいたま市農地法関連事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>総員賛成のため、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
<p>(議長)</p>	<p>続きまして、議案第9号「さいたま市農地転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>議案第9号「さいたま市農地転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」を説明いたします。総会資料23・24頁が事務処理要領改正にかかわる新旧対照表25～32頁が様式の改正案になります。改正点としては、3点ございます。</p> <p>1点目が農地転用申請書及び届出の際の住民票の添付についてでございます。令和5年12月5日の関東農政局より実施された、国の農地転用許可事務実態調査において法定外の住民票を一律で求めることを改めるよう指示がございました。これを受けまして、事務処理要領の一部を改正し届出者、申請者が市外在住や全部事項証明書と住所が異なる場合のみ住民票を求めるよう変更するものがございます。</p> <p>2点目は、議案第8号と同じく本人確認証についてです。こちらでも、なりすまし防止等の観点から本人確認に係ることを明記するような形となります。こちら県の様式になったものがございます。</p> <p>3点目は、こちら議案第8号と同じく、届出書類及び受理証の様式の変更です。届出書の書式に受理通知書を組み入れた形にするものがございます。令和4年度の実績は4条の届出が339件、5条の届出が912件ありますので、こちらについても紙の使用量の削減、印刷枚数の削減及び職員の事務処理負担の軽減に一定の効果が期待できるものと考えております。以上の3点の改正を総会</p>

	資料23頁～33頁に記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
(議長)	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
(菅間委員)	書式の文言にばらつきがあるように見受けられます。例えば25頁の農地法第4条による許可申請書の上段「下記のとおり農地を転用したいので農地法第4条の規定により許可を申請します」これが一番クリアで分かりやすいと思いますが、次に27頁農地法第5条による許可申請書を見ていただくと「下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。」とあります。これは統一をした方が読みやすいしわかりやすいと考えます。
(事務局)	ご指摘の箇所については、国なり県なりより示されたものになりますので、文言の変更で意図が変わってしまう可能性があります。確認したうえで書換えが可能かつベターであれば、またの機会に改正したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
(議長)	質問もないようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案9号「さいたま市農地転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」賛成の方は挙手をお願いします。 出席委員全員賛成のため、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定します。 以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。
6 その他	なし
7 閉会	本田会長職務代理者より閉会を宣言。